

財団法人 日本冷凍食品検査協会 有機加工食品 認定業務規程

(適用の範囲)

第1条 この規程は、財団法人日本冷凍食品検査協会(以下、「本会」という。)が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下「JAS法」という。)に基づいて行う認定に関する業務について、その運営方針、運営体制・実施方法その他の認定に関する業務の実施に必要な事項を規程する。

(認定に関する業務の方針)

第2条 本会が行う認定に関する業務の方針は次のとおりとし、すべての活動はこの方針に基づいて行われるものとする。

- (1) 認定に関する業務を公平、公正、迅速に提供する。
- (2) 認定に関する業務の信頼性確保のため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。
- (3) 認定に関する業務の機密保持、客観性及び公平性に関して、他の業務部門からの影響の排除に努める。
- (4) JAS制度の適正な運営に寄与する。
- (5) 本会は、認定に関する業務の結果を左右しかねないようなすべての営利的、財政的、その他の圧力に影響されないようにする。

(法的地位及び責任)

第3条 本会は、寄付行為の定めるところにより、JAS法に基づく登録認定機関として登録され、認定に関する業務を行うものとする。

2 本会は、登録認定機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本会が行うすべての認定に関する業務に責任を負うものとする。

1 事業所の所在地及びその事業所において認定に関する業務を行う区域

(認定に関する業務の区域)

第4条 本会が認定に関する業務を行う区域は、日本国、中国、タイ国、ベトナム国及び台湾の区域とする。

(認定に関する業務を行う事業所)

第5条 本会が認定に関する業務を行う事業所の所在地は、別表1のとおりとする。

2 認定を行う農林物資の区分及び種類

（認定を行う農林物資の区分及び種類）

第6条 本会が認定を行う農林物資は地鶏肉、有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の区分の中で種類は有機加工食品とし、そのうち、有機農産物加工食品（冷凍食品に限る。以下同じ）とする。

（認定を行う事業者）

第7条 本会が認定を行う事業者は、有機農産物加工食品の生産行程管理者、小分け業者、外国小分け業者、[外国生産行程管理者](#)、及び輸入業者（以下、「生産行程管理者等」という。）とする。

3 認定に関する業務を行う時間及び休日

（営業時間）

第8条 事業所の認定に関する業務を行う時間は、9時から17時までとする。

2 休業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日・休日、年末の12月28日から31日まで並びに年始の1月2日、3日及び4日とする。

4 認定に関する料金の算定方法

（認定手数料）

第9条 本会は、第23条に基づく認定申請を受理する場合は、当該申請を行った者から、別表2に定める認定手数料を徴収するものとする。

（調査手数料等）

第10条 本会は、本会から認定を受けた生産行程管理者等（以下「認定事業者」という。）に対し、第33条に基づく認定事項の確認調査を実施するときは、認定事業者から、別表3に定める調査手数料を徴収するものとする。

2 本会は、認定事業者に対し、第34条及び第35条に基づく認定事項の臨時確認調査を実施するときは、認定事業者から、別表4に定める臨時調査手数料を徴収するものとする。

（その他の費用の負担）

第11条 本会は、認定申請者又は認定事業者に対し、第41条に基づく講習会を実施するときは、別表5に定める講習会参加費を徴収するものとする。

2 本会は、認定事業者又はその他の利害関係人から、第21条第2項（9）の財務諸表等の

書面の謄本又は抄本の請求があった場合には、当該請求を行った認定事業者又はその他の利害関係人から、別表 6 に定める交付手数料を徴収するものとする。

5 認定に関する業務を行う組織

（組織）

第 1 2 条 本会の組織のうち、認定に関する業務を行う組織は、別に定める組織規程のとおりとする。

（下請負契約）

第 1 3 条 本会は認定業務の下請負契約は行なわない。

（理事長の責任）

第 1 4 条 本会の理事長（以下単に「理事長」という。）は、認定に関する業務に係る経営資源の確保、運営方針の策定、認定に関する業務の実施及び監督並びに認定の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取消に関する決定について責任を負うものとする。

（理事長の権限の委譲）

第 1 5 条 理事長は、その責任において、認定に関する業務の実施及び監督に係る権限を、別に定める権限委譲規程に基づき、代理の者に委譲できるものとする。

6 認定に関する業務を行う者の職務

（認定の業務を行う者の職務）

第 1 6 条 認定に関する業務を行う者の職務は、書類審査及び実地調査の業務並びに判定の業務とし、理事長は、職務及び責任を記述した、明確で最新の状態の指示書を、認定に関する業務を行う者が利用できるようにしておくものとする。

2 審査員は、認定の申請に係る審査業務及び認定後に定期的又は必要に応じて行う認定事項の確認調査に従事し、書類審査及び実地調査を行い、当該農林物資に係る認定の技術的基準との適合性を審査する。

3 判定員は、前項の審査員の審査結果に基づき、認定のための判定及び調査結果に基づく判定を行う。

4 審査員及び判定員（以下「審査員等」という。）は、遂行する職務に対して適格でなければならない。

5 本会は、認定に係る申請、書類審査及び実地調査、認定後に定期的又は必要に応じて行う認定事項の確認調査、書類審査及び実地調査は日本語を用いて行うこととする。但し、申請

受付時に申請者との間で、使用言語についてあらかじめ合意し、日本語以外を使用する場合は、必要に応じて通訳を申請者の経費負担によって用いることができるものとする。

（審査員等の任命）

第17条 理事長は、審査員等を任命する。

2 審査員等には、別に定める審査員・判定員資格基準に基づき、JAS法、認定に関する業務の手順、認定の技術的基準、JAS規格及び該当する飲食料品又は飼料の製造又は加工に関する教育・訓練を受け、かつ、必要な技術的知識及び経験を有する適格な者を十分な数任命するものとする。

3 理事長は、前項の任命に際して、審査員等に対し、以下の事項を約束する誓約書に署名することを求めるものとする。

（1）本会が定める規則に従うこと。

（2）個別の申請に伴う、認定申請者との現在及び過去における関係を明言すること。

（研修）

第18条 理事長は、審査員等に対し、適正な業務を維持するために、別に定める研修規程に基づき研修を実施する。

2 本会は、認定に関する業務に従事する者の資格、研修及び実務経験について以下の事項に関する記録を保持し、最新の状態に維持する。

（1）氏名及び住所

（2）組織における所属及び地位

（3）学歴及び専門的資格

（4）登録分野における経験及び教育訓練

（5）直近の記録更新日付

（6）業績の査定

（機密保持）

第19条 本会は、別に定める機密保持規程に基づき、個人を含む組織の全ての階層において、認定に関する業務の過程において得られる情報の機密を保護するものとする。

2 JAS法及び他の法律で求められる場合を除き、認定に関する業務を行う者は、特定の製品、特定の認定申請者又は認定事業者に関し、認定に関する業務上知り得た情報は、当該認定申請者又は認定事業者の書面による同意がない限り、第三者に開示してはならない。

3 本会は、JAS法及び他の法律で第三者に情報を開示する場合は、その情報を当該認定申請者又は認定事業者に通知するものとする。

（禁止業務）

第20条 本会は、本会に認定の申請を予定する者に対し、認定上の問題となる事項の対処方

法についての助言又はコンサルタントサービスを行わない。

- 2 本会は、本会が認定の対象とする農林物資（以下「認定対象農林物資」という。）の製造及び販売を行わない。
- 3 本会は、認定に関する業務の機密保持、客観性又は公正性を損なうような製品の販売又はサービスの提供を行わない。

7 認定の実施方法、認定の取消の実施方法その他の認定に関する業務の実施方法

（文書・記録の整備及び管理）

第21条 本会は、認定に関する業務に係る文書及び記録を、別に定める文書管理規程に基づき、適切に管理するものとする。

2 本会は、以下に関する文書を用意し、要請に応じて閲覧又は交付できるようにしておくものとする。

- （1）本会の権限についての情報
- （2）認定の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取消を含む認定に係る手順の説明書
- （3）認定に関する業務における審査及び判定方法の情報
- （4）本会の財政的基盤を確保する手段
- （5）認定申請者及び認定事業者が支払うべき費用
- （6）認定申請者及び認定事業者の権利及び義務（格付の表示の取扱い方法等を含む。）
- （7）苦情・異議申し立て及び紛争の処理手順
- （8）認定事業者及びその認定対象農林物資のリスト
- （9）財務諸表等（財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書）

（業務に関する情報の提供）

第22条 本会は、認定申請者に対し、認定の最新且つ詳細な手順、JAS法（政令・省令・告示、通知を含む）、認定対象農林物資の日本農林規格、認定の技術的基準、本会の要求事項、必要となる費用及び納入方法、認定申請者の権利及び義務について、本会のホームページ、「JAS登録認定のご案内」等により提供するものとする。

2 本会は、認定の技術的基準、JAS規格等に改正があった場合、改正後30日以内に認定事業者が行った措置を文書又は工場調査によって確認することとする。

3 本会は、認定申請者に対して認定を行おうとするときは、当該認定申請者に対し、認定後は以下の事項を遵守することを要求するものとする。

- （1）認定に係る事項が、認定の技術的基準に適合するように維持すること。
- （2）格付の表示に係るJAS法の規定を遵守すること。

「農林水産大臣の行う格付の表示の改善命令に違反し、報告の請求を拒否し、虚偽の報告をし、又は農林水産大臣若しくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる立入検査の拒否、妨害若しくは忌避をしてはならないこと。」

- (3) 認定事項を変更し、又は格付業務を廃止しようとするときは、あらかじめ本会に通知すること。
- (4) 認定を受けている旨の広告又は表示をするときは、認定に係る農林物資以外の製品について、本会の認定を受けていると誤認させ、又は本会の認定の審査の内容その他の認定に関する業務の内容について、誤認させるおそれのないようにすること。
- (5) 認定を受けている旨の広告又は表示を行うときは、認定に係る農林物資が、当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。
- (6) 本会が (5) 又は (6) の条件に違反すると認めて、広告又は表示の方法の改善又は中止を求めたときは、これに応じること。
- (7) (5) 又は (6) のほか、他人に認定、格付又は格付の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、認定に係る農林物資以外の製品について、本会の認定を受けていると誤認させ、又は本会の認定の審査の内容その他の認定に関する業務の内容について、誤認させるおそれのないようにすること。
- (8) 本会が行う調査等に協力すること。
- (9) 毎年6月末日までに、その前年度の格付実績を本会に報告すること。
- (10) 苦情及び製品の欠陥等に対して、必要な是正処置を行うこと。
- (11) 苦情処理に対する処置の記録を残すこと。
- (12) 本会の規程に定める手数料を支払うこと。
- (13) 本会は、認定事業者に対し、必要な報告を求め、又は事務所、工場等に立ち入り、格付、農林物資の広告又は表示、農林物資、原料、工場、帳簿その他の物件を検査することができること。
- (14) 認定事業者が (1) から (13) までの条件に違反し、又は (14) の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは (14) の検査を拒否、妨害若しくは忌避をしたときは、本会は、認定の取消し又は格付に関する業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止を請求できること。
- (15) 認定事業者が (15) の請求に応じないときは、本会はその認定を取り消すこと。なお、本会の規程に定める手数料の支払いがないことをもって認定を取消す場合とは、以下の再々請求後10日以内に支払われない場合を言う。本会は、認定調査にかかる費用を請求後30日以内に支払われない場合は再度請求する。再請求後10日以内に支払われない場合、再々度請求する。
- (16) 認定の取消し又は格付に関する業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止の場合には、認定事業者は、本会の要求どおりに認定証を返却すること。

- (1 7) 本会は、認定事業者の氏名又は名称及び住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係る工場の名称及び所在地並びに認定の年月日、(1 5) の規定による請求をしたとき又は認定を取り消したときは、当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由、並びに、格付に関する業務を廃止したときは、当該廃止の年月日を公表すること。
 - (1 8) J A S 製品に関連して持ち込まれた苦情はすべて記録し、本会の求めに応じて閲覧できること。
- 4 本会は、認定申請者から求められた場合には、追加情報を当該認定申請者に提供するものとする。

(認定申請の受理および審査の準備)

第 2 3 条 本会は、管轄区域内の認定申請者から、別記様式 1 に定める認定申請書が提出されたときは、以下の場合を除き、認定の申請を受理するものとする。また、申請の受理を拒否する場合は、その理由を認定申請者に通知するものとする。

- (1) 格付の表示の除去若しくは抹消の命令に違反し、又は報告の求めを拒否し、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入検査を拒否し、妨害し、若しくは忌避したことにより、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から 1 年が経過していない者からの申請の場合。
- (2) 本会又は他の登録認定機関から認定を取り消されてから、1 年が経過していない者からの申請の場合。
- (3) 認定の取消しの日前 3 0 日以内に、その取消しに係る認定事業者の業務を行う役員であった者で、その取消しの日から 1 年が経過していない者からの申請の場合。
- (4) 認定申請者から、本会の規定に従わない旨の表明があった場合。

2 本会は、認定に係る審査を円滑かつ的確に実施するために、以下の状態が確保されるよう、審査を始める前に、認定申請書の内容を十分に確認するとともに、確認作業の記録を維持するものとする。

- (1) 認定のための要求事項が、文書によって明確に規定され、かつ認定申請者に理解されていること。
- (2) 本会と認定申請者との間に生じる理解の相違は、すべて解消されている。
- (3) 認定申請者が、本会の業務規程に定める管轄区域、農林物資の区分及び種類その他の認定に関する業務の範囲内において、本会が認定に関する業務を行うことを理解している。

3 本会は、審査に必要な準備作業の管理ができるよう、あらかじめ個別の認定申請の審査に係る業務の計画を作成するものとする。

（審査員等の指名）

第24条 理事長は、個別の認定申請に係る書類審査及び実地調査を行う者を、審査員の中から指名するものとする。審査員には、認定申請者の規模等により、必要十分な人数を指名するものとする。

2 理事長は、審査員の審査結果に基づき、認定のための判定を行う者を、判定員の中から指名するものとする。なお、同一申請について、審査員に指名された者は、判定員には指名しないものとする。

3 審査員等の指名に当たっては、過去2年間に於いて認定申請者と利害関係をもち、又は利害関係を有する機関に雇用されていた者は、指名しないものとする。

4 本会は、包括的かつ正確な評価を確実に行わせるために、審査員等に適切な作業文書を与えるものとする。

（実地調査計画書の通知）

第25条 前条の規定により指名された審査員は、認定申請者と日程を調整の上、別記様式2に定める実地調査計画書を作成して、実地調査の1週間前までに申請者に通知するものとする。

（審査の実施）

第26条 審査員による審査は、別に定める審査マニュアルに基づき、書類審査及び実地調査を行い、認定申請者が認定の技術的基準に適合しているかどうかを審査することにより行う。また、実地調査結果から、認定申請者が常にJAS規格に適合する製品を供給する能力を有するかどうかを審査する。

2 審査員は、実地調査の最後に、認定申請者の責任者との間で会議をもち、その会議の場で、認定の技術的基準への適合性に関して、書面又は口頭で特に重要と思われる事項を示すものとする。

（審査結果の報告及び通知）

第27条 審査員は実地調査結果に係る報告書（以下「審査結果報告書」という。）を作成し、理事長に報告するものとする。

2 審査結果報告書は、認定申請者が是正すべき事項を特定して作成するものとする。

3 審査結果報告書は検査本部長が承認し、その内容に責任を持つ。

4 理事長は、審査結果報告書を速やかに申請者に通知するものとする。

（是正措置）

第28条 理事長は、認定申請者に対し、審査結果報告書への意見の提出を求め、審査結果報告書で指摘した事項を是正するために実施した処置、又は一定の期間内に実施を計画してい

る処置について、期限を示して文書による回答を求めるものとする。

- 2 本会は、前項の回答について、再実地調査が必要かどうか、又は第33条に定める認定事項の確認調査中に確認することで十分と認められるかどうかについて、認定申請者に通知するものとする。

(再審査)

第29条 審査員は、第27条第4項により指摘した事項が、第28条による所定の期限内に是正された場合は、当該部分の再審査を行い、審査結果報告書に再審査の結果を追記した最終報告書を、理事長へ報告するものとする。再審査が実地調査を伴う場合は、別表2の再審査手数料を認定申請者から徴収するものとする。

- 2 理事長は、最終報告書を認定申請者に通知するものとする。

(認定の可否の判定)

第30条 検査本部長は、別に定める判定委員会運営規程に基づき、判定員で構成する判定委員会を設置する。

- 2 判定委員会は、認定申請書及び審査結果報告書(最終報告書)に基づき、認定の可否について審議及び判定を行い、検査本部長及び理事長に報告するものとする。
- 3 検査本部長は、判定の結果、認定の申請にかかる農林物資の技術的基準に不適合の場合は、その旨を、理由を付して認定の申請に係る農林物資の申請者に通知するものとする。

(帳簿の作成及び保存)

第31条 本会は、認定の申請に係る農林物資の種類ごとに、別記様式3に定める認定の業務に関する帳簿を作成し、最終の記載の日から5年間保存するものとする。

(認定証の交付)

第32条 理事長は、判定の結果、当該農林物資の認定の技術的基準に適合すると認められる場合は、申請者に対し、遅滞なく、別記様式4に定める認定証を交付するものとする。

- 2 理事長は、第36条の判定の結果、認定範囲の縮小又は拡大が適切であると認めた場合は、認定の対象範囲を変更して、認定証を再交付するものとする。
- 3 理事長は、第36条の判定の結果、認定の取消しが適切であると認めた場合は、認定事業者に認定証を返還させるものとする。
- 4 理事長は、第36条の判定の結果、格付業務の停止、又は格付の表示を付した農林物資の出荷の停止が適切であると認めた場合は、認定事業者に、認定証を一時的に返還させるものとする。

(認定事項の確認)

- 第 3 3 条 本会は、認定事業者が、その後も継続して基準を満たしていることを確認するため、別に定める認定事項確認調査マニュアルに基づき、書類及び実地における認定事項の確認調査を行うものとする。
- 2 認定事項の確認の頻度は、認定年月日又は前回の認定事項の確認調査日 (第 3 4 条及び第 3 5 条の規定による臨時確認調査を除く。) からおおむね 1 年を超えない期間内とする。
- 3 認定事項の確認に係る実施方法は、第 2 4 条から第 2 9 条の規定に準じて行うこととする。

(変更届及び認定事項の臨時確認調査)

- 第 3 4 条 本会は、認定事業者から、第 2 2 条第 3 項 (4) の認定事項に関する変更届の提出があった場合、又は認定事業者が認定事項を変更したことを知った場合は、その内容が認定事項の臨時確認調査を必要とするものかどうかを決定し、認定事業者に通知するものとする。
- 2 本会は、認定事項の変更の内容が、認定事項の臨時確認調査を必要とすると判断した場合は、速やかに変更に係る部分の調査を実施するものとする。
- 3 認定事項の臨時確認調査の実施方法は、第 3 3 条の認定事項の確認調査の実施方法に準じて行う。

(情報提供等に基づく認定事項の臨時確認調査)

- 第 3 5 条 本会は、第 3 3 条及び第 3 4 条に定める場合のほか、第三者からの情報提供その他の方法により、認定事業者が認定の技術的基準に適合しないおそれのある事実を把握したときは、認定事項の臨時確認調査を行うものとする。
- 2 認定事項の臨時確認調査の実施方法は、第 3 3 条の認定事項の確認調査の実施方法に準じて行う。

(調査結果に基づく判定)

- 第 3 6 条 検査本部長は、第 3 3 条から第 3 5 条に定める調査を実施したときは、別に定める判定委員会運営規程に基づき、判定員で構成する判定委員会を招集し、調査結果の審議を行わせるものとする。
- 2 判定委員会は、調査結果に基づき、認定の維持、認定範囲の縮小若しくは拡大、認定の取消し、格付業務の停止又は格付の表示を付した農林物資の出荷の停止について、審議及び判定を行い、検査本部長及び理事長に報告するものとする。
- 3 判定委員会の判定基準は以下のとおりとする。

(1) 認定の維持

認定事業者が、認定の技術的基準に引き続き適合していること。

(2) 認定の縮小又は拡大

認定範囲の変更後の状態が、認定の技術的基準に適合していること。

(3) 認定の取消しについては以下の場合に適用する。

認定事業者に係る認定事項が認定の技術的基準に適合しなくなった場合であって、当該認定の技術的基準に適合するものとなることが見込まれないとき。

認定事業者が J A S 法第 14 条第 6 項若しくは第 7 項、第 18 条又は第 19 条の規定に違反した場合であって、当該違反行為が当該認定事業者の故意又は重大な過失によるとき。農林水産大臣が登録認定機関に対し、当該登録認定機関が認定した認定事業者が正当な理由がなく、J A S 法第 19 条の 2 の規定による命令に違反し、又は J A S 法第 20 条第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項若しくは J A S 法第 20 条の 2 第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したことを理由として当該認定事業者の認定を取り消すことを求めたとき。

認定事業者が正当な理由がなく次の請求に応じないとき。

認定事業者に係る認定事項が認定の技術的基準に適合しなくなったとき(上記に該当するものを除く)は、当該認定事業者に対し、当該認定の技術的基準に適合するため必要な措置をとるべきことを請求し、当該認定事業者が当該請求に係る措置を講ずる期間、格付の表示を付してある農林物資の出荷の停止を請求した場合。

その他省令で規定された事項。

(4) 上記(3)により、認定事業者認定を取消した場合、本会は以下の ~ に規定する事項により対応する。

1 年間は当該認定事業者からの申請は受け付けない。

再認定の際は、違反事項に対する原因究明、再発防止のためのシステムの再構築及び是正されたシステムの検証について改善報告書を提出させ、是正されたシステムを審査する。

是正されたシステムの実地確認を行い、再発の危険がないと判断された場合は再認定の処理を行なう。

(5) 格付業務の停止又は格付の表示を付した農林物資の出荷の停止については以下の場合に適用する。

認定事業者が故意又は重大な過失でない、J A S 法の規定に違反した場合。

認定事業者に係る認定事項が認定の技術的基準に適合しなくなった場合であって、1 年以内に認定の技術的基準に適合することが見込まれるとき。

(6) 上記(5)により、格付業務の停止又は格付の表示を付した農林物資の出荷の停止をさせた場合、本会は以下の ~ に規定する事項により対応する。

格付業務再開の際は、違反事項に対する原因究明、再発防止のためのシステムの再構築及び是正されたシステムの検証について改善報告書を提出させ、是正されたシステムを審査する。

是正されたシステムの実地確認を行い、再発の危険がないと判断された場合は再認定の処理を行なう。

(7) 改善要求については(5) 格付業務の停止又は格付の表示を付した農林物資の出荷の停止に至らない軽微な J A S 法の規定違反の場合に適用する。

(8) 上記(7)により、改善要求をした場合、本会は以下の ~ に規定する事項により対応する。

違反事項に対する原因究明、再発防止のためのシステムの再構築及び是正されたシステムの検証について改善報告書を提出させ、是正されたシステムを審査する。

是正されたシステムの実地確認を行い、違反が起きないことを審査する。

4 理事長は、判定結果を、当該認定の取消しに係る認定事業者に通知するものとする。ただし、認定の取消しを通知しようとするときは、その1週間前までに当該認定の取消しに係る認定事業者はその旨を知らせ、弁明の機会を付与するものとする。

5 本会は、調査結果の記録を文書化し、保存するものとする。

8 認定に関する業務の公正な実施のために必要な事項

(内部監査)

第37条 理事長は、認定に関する業務に対する内部監査を、毎年1回以上実施するものとする。

2 内部監査の手順は、別に定める内部監査規程によるものとする。

3 内部監査の結果は内部監査報告書に記載し、被監査部門責任者に通知し、保存するものとする。

(認定に関する業務の手順、方法の確認及び見直し)

第38条 理事長は、認定に関する業務の手順及び方法について、毎年1回以上、見直しのための確認を行うものとする。

2 前項の手順は、別に定める、認定に関する業務の手順等見直し規程による。

3 見直しの記録は文書化し、保存するものとする。

(不適合業務)

第39条 理事長は、別に定める不適合業務取扱い規程に基づき、この業務規程に不適合な業務の是正及び予防に努めるものとする。

(外部監査の受け入れ)

第40条 本会は、農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる監査があるときは、これを受け入れるとともに、監査の実施に協力するものとする。

9 その他認定に関する業務の実施に必要な事項

（小分け責任者等及び格付を担当する者への講習会等）

第4 1条 本会は、認定申請者又は認定事業者の小分け責任者、受入れ保管責任者、生産行程管理責任者、格付責任者、格付表示担当者又は格付担当者に対する講習会を別に定める講習会実施規程に基づき実施するものとする。

（苦情、異議申立て及び紛争の処理）

第4 2条 本会は、申請者又はその他の者から持ち込まれる苦情、異議申立て又は紛争を、別に定める苦情・異議申立て及び紛争処理規程に従って処理するものとする。

2 本会は、苦情、異議申立て又は紛争の経緯、及びこれらに対して実施した是正処置又は予防処置について記録するとともに、有効性の評価を行うものとする。

3 本会は、賠償責任などの債務に対して、適切に備えておくものとする。

（認定証及び格付の表示の管理等）

第4 3条 本会は、認定事業者に、認定証及び格付の表示の管理を適切に行わせるものとする。

2 本会の役職員は、認定事業者による不適正な格付の表示を発見したときは、直ちに理事長へ報告し、その処置について指示を仰ぐものとする。

3 本会の役職員は、認定事業者による宣伝、カタログその他の媒体において、認証制度への不正確な言及、誤解を招くような格付の表示の使用を見つけたときは、理事長に報告し、その処置について指示を仰ぐものとする。

4 理事長は、前項の報告があった場合は、速やかに適切な措置を講じるものとする。

（報告及び公表）

第4 4条 本会は、認定を行ったときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に報告するとともに、事務所において公衆の閲覧に供し、及びインターネットを利用して情報を提供するものとする。

2 本会は、認定事業者に対し、格付に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止することを請求したときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に報告するとともに、事務所において公衆の閲覧に供し、及びインターネットを利用して情報を提供するものとする。

3 本会は、認定事業者が格付に関する業務を廃止したときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に報告するとともに、事務所において公衆の閲覧に供し、及びインターネットを利用して情報を提供するものとする。

4 本会は、認定を取り消したときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に報告するとともに、事務所において公衆の閲覧に供し、及びインターネットを利用して情報を提供するものとする。

5 本会は、認定事業者からの前年度の格付実績の報告を受け、農林物資の種類ごとに取りまとめ、毎年9月末までに農林水産大臣に報告するものとする。

（その他）

第45条 この規程に定めるもののほか、認定に関する業務に必要な事項は、別に理事長が定めるものとする。